

「内閣官房・内閣府の見直しについて」（令和8年1月20日）の別紙1及び別紙2のうち、内閣府本府が庶務を処理する会議は、以下のとおり。

(別紙1参考) 廃止する会議のうち内閣府本府が庶務を処理するもの

- 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議
- 9 障がい者制度改革推進本部
- 10 仕事と生活の調和推進官民トップ会議
- 14 デフレ脱却等経済状況検討会議
- 18 経済の好循環実現に向けた政労使会議
- 50 AI戦略会議
- 51 AI制度研究会
- 61 映画戦略企画委員会
- 62 コンテンツ産業官民協議会

※61、62は令和7年12月に廃止済。

(別紙2参考) 期限付き見直しを行う会議のうち内閣府本府が庶務を処理するもの

- 2 月例経済報告等に関する関係閣僚会議
- 5 男女共同参画推進本部
- 6 沖縄政策協議会
- 26 地方分権改革推進本部
- 30 防災対策実行会議
- 43 対日直接投資推進会議
- 48 防災推進国民会議
- 66 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議
- 71 統合イノベーション戦略推進会議
- 95 令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部
- 97 重要経済安保情報保護活用諮問会議
- 102 防災立国推進閣僚会議
- 122 コンテンツ産業官民協議会

【内閣府本府が庶務を処理する会議についての問合せ先】
内閣府大臣官房企画調整課
担当：川本 TEL：03-6257-1390